

○田川地区消防組合火災予防規則

〔 昭和 5 5 年 4 月 1 日 〕
規 則 第 2 号

改正	昭和 56 年 12 月 10 日	規則第 14 号	昭和 60 年 7 月 1 日	日本部訓令第 2 号
	平成 2 年 9 月 1 日	日本部規則第 3 号	平成 4 年 1 月 24 日	日本部規則第 1 号
	平成 6 年 3 月 30 日	日本部規則第 3 号	平成 15 年 4 月 25 日	組合規則第 9 号
	平成 23 年 8 月 8 日	組合規則第 8 号	平成 24 年 11 月 30 日	組合規則第 9 号
	平成 26 年 8 月 1 日	組合規則第 7 号	平成 29 年 12 月 27 日	組合規則第 7 号
	平成 29 年 12 月 27 日	組合規則第 8 号		

(目的)

第 1 条 この規則は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「省令」という。）並びに福岡県田川地区消防組合火災予防条例（昭和 45 年条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(各種申請及び届出等の手続)

第 2 条 条例及びこの規則に基づいて提出する届出書又は申請書は 2 部作成のうえ、消防長又は消防署長に提出しなければならない。

(火災警報の発令)

第 3 条 法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報は、次に掲げる気象状況において必要と認めた場合に発令するものとする。

- (1) 実効湿度が 60 パーセント以下であつて、最低湿度は 40 パーセントを下り最大風速 7 メートルをこえる見込みのとき。
- (2) 平均風速 10 メートル以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(焚火又は喫煙の制限区域の標識)

第 4 条 法第 23 条に規定する焚火又は喫煙の制限区域には、様式第 1 の標識を掲げるものとする。

(変電設備等の保安距離)

第 5 条 条例第 11 条第 1 項第 3 号に規定する変電設備の周囲に有効な空間（以下「保安距離」という。）並びに条例第 12 条第 2 項及び、条例第 13 条第 2 項の規定により準用する同条同項同号の発電設備及び蓄電池設備の保安距離は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 11 条第 1 項第 9 号に規定する変電設備等の絶縁抵抗等の測定基準並びに第 12 条第 2 項、第 16 条第 2 項の規定により準用する同条同項同号の発電設備及び避雷設備の絶縁抵抗等の測定基準は、別表第 2 のとおりとする。

(水素ガス気球掲揚材料及び構造の強度)

第 6 条 条例第 17 条第 5 号に規定する水素ガスを充てんする気球及び掲揚網等の風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料及び構造は、別表第 3 のとおりとする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第 7 条 条例第 23 条第 1 項に規定する消防長が指定する喫煙、裸火の使用又は危険な物品の持込みを禁止する場所は、次のとおりとする。ただし、第 4 号にあつては、収容台数が 10 以上のも

のとする。

- (1) 令別表第 1(1)項に掲げる防火対象物の舞台部（大道具室、小道具室及びならくを含む。）及び客席
- (2) 令別表第 1(2)項、(5)項イに掲げる防火対象物の舞台
- (3) 令別表第 1(4)項に掲げる防火対象物の売場及び展示部分（喫煙については、売場及び展示部分に設けられた喫煙所及び食堂部分を除く。）
- (4) 令別表第 1(13)項イのうち、営業用の屋内駐車場（喫煙にあつては、駐車のために供しない部分で喫煙設備を設けた部分を、危険物品にあつては、駐車のために供しない部分を除く。）
- (5) 令別表第 1(17)項に掲げる防火対象物
（裸火等使用許可申請）

第 8 条 前条各号に規定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次の各号に掲げる危険物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の条例第 23 条第 1 項ただし書きの規定による承認を受けようとする者は、様式第 2 により申請しなければならない。

- (1) 法別表に掲げる危険物
- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 に掲げる指定可燃物
- (3) 一般高压ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 2 条第 1 号に掲げる可燃性ガス
- (4) 火薬取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる火薬類
（がん具用煙火の消費制限の場所）

第 9 条 条例第 26 条第 1 項に規定するがん具用煙火の消費に際し、火災予防上支障ある場所は、次の各号のとおりとする。

- (1) 引火性、爆発性及び可燃性の物品を貯蔵し、又は取り扱っている場所及びその付近
- (2) 法第 23 条の規定に基づく焚火又は喫煙の禁止区域
- (3) 強風時又は異状乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその附近
- (4) 火粉若しくは火花が落下し又は飛散する地点に可燃性の物品がある場所
（標識又は表示板）

第 10 条 省令第 9 条第 4 号、第 12 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、第 14 条第 1 項第 3 号及び第 6 号、第 16 条第 3 項第 3 号、第 18 条第 4 項第 4 号及び第 10 号、第 19 条第 4 項第 15 号及び第 5 項第 4 号、第 20 条第 4 項第 12 号及び第 5 項、第 21 条第 4 項第 14 号及び第 5 項、第 22 条第 2 号、第 24 条第 3 号、第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 6 号、第 25 条第 2 項第 2 号、第 27 条第 2 号、第 28 条の 3 第 1 項第 6 号、第 30 条の 3 第 4 号、第 31 条第 4 号及び第 5 号、第 31 条の 2 第 9 号に規定する標識又は表示板は、別表第 4 のとおりとする。

2 条例第 11 条第 1 項第 5 号、第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 17 条第 3 号、第 23 条第 2 項及び第 3 項、第 39 条第 4 号、第 41 条の 2 に規定する標識又は掲示板は、別表第 5 のとおりとする。

3 条例第 31 条の 2 第 1 号、第 33 条第 2 項、第 34 条第 5 号に規定する標識又は掲示板は、別表第 6 のとおりとする。
（防災対象物品作製等の届出）

第 1 1 条 法第 8 条の 3 に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて防災対象物品に防災性能を与えるための処理をし、又は同条第 2 項の表示若しくは同条第 3 項の指定表示が付されている生地その他の材料から、カーテン、じゅうたんその他の防災対象物品を作製した者は、様式第 3 の防災処理届出書を消防署長に提出しなければならない。

(屋上の防火対象物)

第 1 2 条 屋上広場における仮設飲食店、遊技施設その他これらに類する施設を設置しようとするものは、様式第 4 により届出なければならない。

2 前項に規定する対象物は、避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていないときは、避難器具を 1 個以上設置しなければならない。

3 第 1 項に規定する届出は、当該施設を設置する 10 日前までに届出なければならない。

(指定催しの指定通知書)

第 1 2 条の 2 条例第 42 条の 2 第 3 項に規定する指定催しの指定通知書は、様式第 4 の 2 によるものとする。

(屋外催しに係る防火管理計画)

第 1 2 条の 3 条例第 42 条の 3 第 2 項に規定する計画は、当該催しを開催する日の 14 日前までに様式第 4 の 3 により消防署長に提出しなければならない。

(防火対象物使用開始の届出)

第 1 3 条 条例第 43 条に規定する防火対象物の使用開始の届出は、様式第 5 によるものとする。

2 同一敷地内に 2 以上の棟がある場合には、棟ごとに防火対象物棟別概要追加書(様式第 5 の 2)に必要な事項を記入して添付するものとする。

(消防用設備等の着工届及び工事計画書の届出)

第 1 4 条 法第 17 条の 14 に規定する届出書及び条例第 43 条の 2 に規定する届出書(様式第 6)に添付する書類は、次に掲げる図書とする。ただし、(1)に掲げる図書にそれぞれの設置箇所を記載した場合には、(2)に相当する図書又は当該消防用設備の性質上不要と認められる図書については省略して差し支えないものとする。

(1) 付近見取図、平面図、立面図、断面図及び仕上表

(2) 消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管又は配線図

(火を使用する設備等の設置届出書の様式)

第 1 5 条 条例第 44 条に規定する届出書の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第 44 条第 1 号から第 8 号関係 様式第 7

(2) 条例第 44 条第 9 号から第 11 号関係 様式第 8

(3) 条例第 44 条第 12 号関係 様式第 9

(4) 条例第 44 条第 13 号関係 様式第 10

2 前項に規定する届出は、当該設備を設ける 7 日前までに届出なければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発する行為等の届出書の様式)

第 1 6 条 条例第 45 条に規定する届出書の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第 45 条第 1 号関係 様式第 11

(2) 条例第 45 条第 2 号関係 様式第 12

(3) 条例第 45 条第 3 号関係 様式第 13

- | | |
|---------------------|------------|
| (4) 条例第 45 条第 4 号関係 | 様式第 14 |
| (5) 条例第 45 条第 5 号関係 | 様式第 15 |
| (6) 条例第 45 条第 6 号関係 | 様式第 15 の 2 |

2 前項第 1 号及び第 4 号による場合で緊急やむをえないときは、口頭その他の方法により当該届出書にかえることができる。

3 第 1 項各号（第 1 号及び第 4 号を除く。）に規定する届出書は、当該行為を行う 3 日前までに届出なければならない。

（消防活動用空地の基準）

第 17 条 条例第 45 条の 3 第 2 項に規定する消防進入路及び消防活動用空地の基準は、次の各号によらなければならない。

- (1) 消防進入路の有効幅員は、4 メートル以上の道路又は空地を設けること。
- (2) 消防進入路の幅は、道路幅員に応じて、はしご付消防自動車の進入を容易にするため、曲り角部分は、別図 1 のとおり適宜角切りを行うこと。
- (3) 消防進入路には、原則として、くぐりを設けないこと。やむを得ずくぐりを設けるものにあっては、その直下の地盤面から 4 メートル以上の高さであること。
- (4) はしご付消防自動車の消防活動用空地と建築物との距離は、別図 2 はしご付消防自動車使用限界図により、建築物の最上階床高に、有効に使用できるものであること。
- (5) 消防活動用空地は、幅 6 メートル長さ 12 メートル以上とし別図 3 の消防活動空地の基本図に基づいて確保すること。
- (6) 消防進入路の縦断勾配は、10 パーセント以下とすること。
- (7) 消防進入路及び消防活動用空地は、十分な地盤支持力を有すること。
- (8) 消防活動用空地の周辺及び上空には、別図 2 によりはしご付消防自動車の伸てい及び旋回に支障となる工作物等を設置しないこと。
- (9) 消防活動用空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。

2 前項各号に規定する消防進入路及び消防活動用空地の基準は、はしご付消防自動車（全長 10.63 メートル、全幅 2.50 メートル、固定シャフト全幅 5.4 メートル、高さ 3.70 メートル、ホイールベース 5.51 メートル、最少回転半径 7.2 メートル）で運行する場合とする。

（少量危険物の届出書の様式）

第 18 条 条例第 46 条に規定する危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物の貯蔵又は取り扱いの届出は、様式第 16 によるものとする。

2 前項に規定する届出書は、当該危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱いを行う 7 日前までに届出なければならない。

3 第 1 項に規定する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取り扱いを廃止する場合は、廃止後、速やかに様式第 16 の 2 により届出なければならない。

（少量危険物等のタンク検査申出書及びタンク検査済証の様式）

第 19 条 条例第 47 条第 1 項の規定による少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「少量危険物等タンク」という。）の水張検査又は水圧検査（以下「水張検査等」という。）の申出は、様式第 17 によるものとする。

2 消防長は、前項の内容を審査のうえ水張検査等を実施し、条例第 31 条の 4 第 1 号、第 31 条

の5第4号、第31条の6第2号の技術上の基準に適合していると認めたときは、「少量危険物等タンク検査済証」(様式第18)を交付するものとする。

(防火対象物の点検基準)

第20条 法第8条の2の2第1項に規定する総務省令で定める基準について規定している省令第4条の2の6第1項第9号に規定する市町村長が定める基準とは、条例第3章、第4章及び第4章の2に規定する基準とする。

(公表の対象となる防火対象物)

第21条 条例第47条の2第1項の規則で定める防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物とする。

(公表の手続)

第22条 条例第47条の2第1項の規定による公表は、法第4条第1項に規定する立入検査の結果を当該防火対象物の関係者に通知した日から14日を経過した日において、なお、当該防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備(以下「公表対象設備」という。)が設置されていないと認められる場合に、当該公表対象設備が設置されたことを消防長が確認するまでの間、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該防火対象物の名称及び所在地並びに消防法施行令第8条又は第9条の適用を受ける防火対象物にあっては、公表対象設備が設置されていない部分の名称
- (2) 当該防火対象物について公表対象設備が設置されていない状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項

(委任)

第23条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規定は、昭和55年4月1日から施行する。

(福岡県田川地区消防組合火災予防条例施行規則の廃止)

2 福岡県田川地区消防組合火災予防条例施行規則(昭和45年12月規則第2号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づいて届出された行為は、この規則相当規定に基づいてなされたものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に設置されている旧規則の規定に基づく標識及び表示は、当分の間この規則の相当規定に基づいて設置されたものとみなす。

附 則(昭和56年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年本部訓令第2号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(平成2年本部規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条に規定する様式第2、第15条第1項第1号に規定する様式第7及び第18条第1項に規定する様式第16については、当分の間、旧様式を適宜修正して使用することができる。

附 則（平成4年本部規則第1号）

この規則は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成6年組合規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に設けられている消防活動用空地及び消防進入路のうち、改正後の規則第17条第1項の規定に適合しないものについては、同条同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年組合規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所用の修正をして使用することができる。

附 則（平成23年組合規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に設けられている消防用活動空地のうち、改正後の規則第17条第1項第5号の規定に適合していないものは、従前の例による。

附 則（平成24年組合規則第9号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年組合規則第7号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成29年組合規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年組合規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条第 1 項）

変電、発電及び蓄電池設備の保安距離

種 別		保 安 距 離				高圧以上の母線及 び露出線の高さ
		前 面	背 面	側面（壁）	相 互 間	
					2 列 以 上	
配電盤	高	1.20m 以上	0.80m 以上	0.80m 以上	1.80m 以上	床面から 2m 以上 ただし、危険の おそれのない場合 は、この限りでな い。
	低	1.00	0.80	0.80	1.80	
変圧器等。ただし、 キュービクル型を 除く。		0.60	0.10	0.10	1.00 ただし、単 一の場合は、 0.10m 以上とす ること。	
発 電 機 等		0.60	0.60	0.60		

別表第2（第5条第2項）

変電、発電及び蓄電池設備の絶縁抵抗等の測定基準

試験別	種 別		抵 抗 値	点 検 及 び 試 験 回 数
絶縁抵抗 試 験	対地電圧	150V以下	0.1M Ω 以上	年2回以上 （ネオン管灯及 び舞台装置等の 電 気 設 備 を 含 む。）
		150V をこえるもの	0.2M Ω 以上	
接地抵抗 試 験	第1種 接 地 工 事		10 Ω 以上	
	第2種 接 地 工 事		高圧から低圧に下げるものは、当該接地抵抗値に等しい Ω 以下 $\left[\frac{150}{\text{高圧の1線地絡電流}} \right]$ ただし、100 Ω 以下とする。 特別高圧から低圧に下げるものは、10 Ω 以下	
	第3種 接 地 工 事		100 Ω 以下	
避雷針 接地抵抗	接地電極	総合接地抵抗	10 Ω 以下	年1回以上
		単 独 の 引 下 導 線	20 Ω 以下	
	そ の 他 接地電極	水道管の接地抵抗	2 Ω 以下	
		単独接地抵抗	30 Ω 以下	
		総合接地抵抗	20 Ω 以下	

別表第3（第6条）

水素ガス気球及び掲揚材料及び構造の強度

種類 項目		気 球			掲 揚 網			
材 料（構 造）	種 類	ビニール樹脂またはこれに類する樹脂もしくは引布などの材質が、均一不変質なもの			麻または合成繊維もしくは綿などの材質が、均一不変質なもの			
	暑 さ	ビニール樹脂については 0.1 mm 以上 ゴム引布については 0.25 mm 以上			網 等 の 太 さ	掲 揚 網	麻	6 mm 以上
						糸 目 網	合成繊維	3 mm 以上
							綿	7 mm 以上
							麻	3 mm 以上
							合成繊維	2 mm 以上
						綿	4 mm 以上	
	強 度 等	抗 張 力 及 び の び	塩化ビニール フ ィ ル ム	15MP a	切 断 荷 重	気球の直径が 2.5 m をこえ、3m 以下のもの		240 kg 以上
			ゴ ム 引 布	27MP a		気球の直径が 2.5 m 以下のもの		170 kg 以上
		引 裂 強 さ 等	塩化ビニール フ ィ ル ム	テレメンドルフ引裂強さ 0.6MP a 以上のもの	2 個以上燃つてある素線を使用した三つ燃り以上のもの 糸目は、6 以上としたもの 結び目は、動圧に対し、容易に解けないこと。 結び目は、局部的に荷重が加わらないもの			
			気体透過度	水素を注入し、24 時間において 1 m ² から漏れる量が 50 以内				
			耐寒耐熱性	0℃以上 75℃以下において、ひびわれ等を生じないもの				
		その他	係留中外圧を受け、または著しく静電気を発生することのないもの			水、バクテリア、油、薬品等により腐しよくしにくいもの 日光等の影響により、その品質が著しく低下しないもの		

別表第4（第10条第1項）

根拠条文 (施行規則)	種 別			区 分	表 示 区 分	色		大きさ (cm)		設 置 場 所
						地	文字	長辺	短辺	
9条4号		消 火 器 具	消 火 器	消 火 器	消 火 器	赤	白	24以上	8以上	当該消火器具 のある場所の 見やすい位置
			簡易消火用具	水 バ ケ ツ	消 火 バ ケ ツ	赤	白	24	8	
				水 槽	消 火 水 槽	赤	白	24	8	
				乾 燥 砂	消 火 砂	赤	白	24	8	
				膨 張 ひ る 石 膨 張 真 珠 岩	消 火 ひ る 石	赤	白	24	8	
12条3号 12条4号 14条3号 14条6号 16条3項 18条4項 19条4項 19条5項 20条4項 21条4項	消 火 設 備	屋 内 消 火 栓 設 備	消 火 栓 箱	消 火 栓	赤	白	30	10	屋内消火栓箱 の表面	
			非 常 電 源 用 開 閉 器	屋 内 消 火 栓 設 備 用	白	赤	文字の鮮明度 をそこなわな い範囲で自由		当該開閉器の直 近の見やすい位 置	
		スプリンクラー設備	制 御 弁	制 御 (スプリンクラー)	赤	白	30	10	当該設備の直 近の見やすい 位置	
			送 水 口	送 水 (スプリンクラー)	赤	白	30	10		
		水噴霧消火設備等（水 噴霧消火設備、泡消火 設備、二酸化炭素消火 設備、ハロゲン化物消 火設備、粉末消火設備）	手動式起動装置	手 動 起 動 装 置 () 内には当該設備の種 別を表示すること。	赤	白	30	10		
			ホース接続口	ホ ー ス 接 続 口 () 内には当該設備の種 別を表示すること。	赤	白	30	10		
			器 具 格 納 箱	移動式 () 消火設備 () 内には当該設備の種 別を表示すること。	赤	白	30	10		
		屋 外 消 火 栓 設 備	消 火 栓 箱	ホ ー ス 格 納 箱 (屋 外 消 火 栓)	赤	白	30	10		
			消 火 栓	消 火 栓	赤	白	30	10		
		24条3号	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	常 用 電 源 用 開 閉 器	自 動 火 災 報 知 設 備 用	白	赤	文字の鮮明度 をそこなわな い範囲で自由	
24条の2の3	ガスメル火災警報設備	ガスメル火災警報設備用		白		赤				
25条2項	消防機関に通報する火 災報知設備	発信用押ボタン		火 災 報 知 機	赤	白	24	8	発信機の上方で 見やすい位置	
27条2号	避 難 設	避 難 器 具	避 難 器 具	避 難 ○ ○ ○ ○○○には器具の名称を 表示すること。	白	黒	36	12	当該設備を設 置した室の入 口又は格納す る場所の付近	
			使 用 方 法	器 具 名 使 用 方 法 当該避難器具の使用 方法を簡記すること。	白	黒	60	30	当該設備の直 近の見やすい 位置	
28条の3 第1項	備	誘 導 灯	常 用 電 源 用 開 閉 器	誘 導 灯 用	白	赤	文字の鮮明度 をそこなわな い範囲で自由		当該設備の直 近の見やすい 位置	
30条の3 4号 31条4号 31条5号 31条の2 9号	消 防 活 動 上 必 要 な 施 設	連 結 散 水 設 備	送 水 口	送 水 (連 結 散 水 設 備)	赤	白	30	10	当該設備の直 近の見やすい 位置	
		連 結 送 水 管	送 水 口	送 水 (連 結 送 水 管)	赤	白	30	10		
			送 水 口	送 水 (連 結 送 水 管)	赤	白	30	10		
			放 水 用 器 具 格 納 箱	防 水 用 器 具 格 納 箱 (連 結 送 水 管)	赤	白	30	10		
		非常用コンセント設備	保 護 箱	非 常 用 コ ン セ ン ト	赤	白	25	10	保護箱の表面の 見やすい位置	

備考

1 表示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書きとする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。

2 「消火器」の標識には、必要に応じ普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を付記してもさしつかえない。

3 屋内消火栓設備以外の消防用設備等の非常電源開閉器については、屋内消火栓設備の標識に準ずること。

4 標識の材料は、木板、金属板、難燃合成樹脂板とすること。

別表第5（第10条第2項）

根拠条文 (条 例)	区 分 種 別	表 示 基 準	色		大きさ (cm)		設 置 場 所
			地	文字	長辺	短辺	
11条1項5号	変電設備である旨の標識	変 電 設 備	白	黒	30 以上	15 以上	当該設備のある場所の入口又は直近の見やすい位置
11条の2第2項	急速充電設備である旨の標識	急 速 充 電 設 備					
12条2項	発電設備である旨の標識	発 電 設 備	白	黒	30	15	
13条2項	蓄電設備である旨の標識	蓄 電 設 備	白	黒	30	15	当該場所の入口又は棚等の要所で見やすい位置
17条3項	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入りを禁止する表示	気 球 掲 揚 中 立 入 禁 止	赤	白	60	30	
23条2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	禁 煙 (注)「NO SMOKING」を併記することができる。	赤	白	50	25	当該指定場所又は客席内の各部から見やすい位置
		火 気 厳 禁 (注)映画上映等のため場内を暗くして使用する客席にあつては灯火入りとする					
23条3項		危 険 物 品 持 込 み 厳 禁	赤	白	50	25	当該指定場所の入口等の見やすい位置
		喫 煙 所	白	黒	30	10	喫煙設備を備えた当該場所の見やすい位置
39条4項	定 員 表 示 板	定員 人 椅子席 人 立見席 人 その他 人	白	黒	30	25	当該劇場等の入口の見やすい位置
	満 員 札	場内満員につきしばらくお待ちください。	赤	白	50	25	
41条の2	防 火 設 備 の 標 識	防 火 設 備 防火設備につきこの付近に物を置かないこと。	白	赤	40	30	
		↑ 防 火 設 備 ↓ 矢印は黒色	白	赤	50	5	

備考

- 表示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書きとする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とする。
- 標識の記入文字は、「禁煙」、「火気厳禁」、「危険物物品持込厳禁」の標識以外は、特に限定しない。
- 標識の材料は、木板、金属板又は難燃合成樹脂板とする。
- 防火戸の標識については、これに類似したものをを用いることができる。

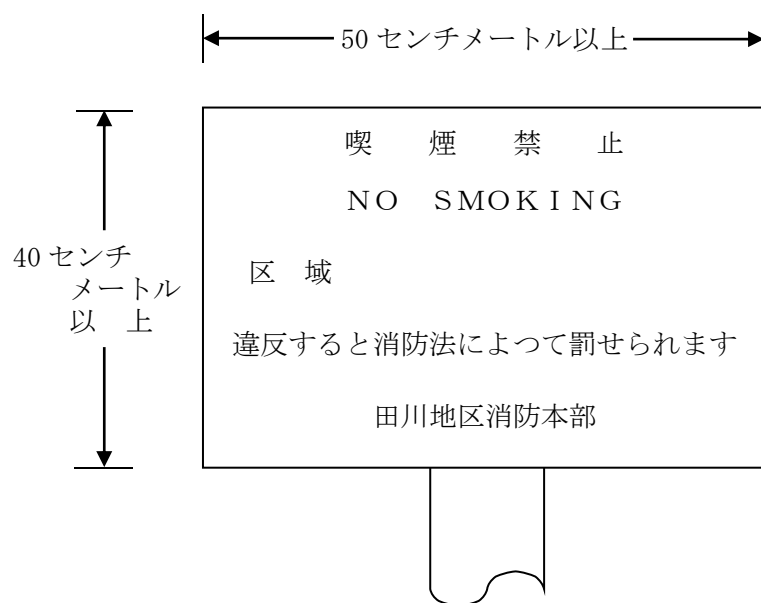
別表第6（第10条第3項）

根拠条文 (条 例)	区 分 種 別		表 示 基 準	色		大きさ (cm)		設 置 場 所
				地	文字	長辺	短辺	
第 31 条 の 2 第 1 号	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取扱っている旨並びにこれらの類、品目及び最大数量を記載した表示		少量危険物貯蔵所 第 類 品 名 最大数量 少量危険物取扱所 第 類 品 名 最大数量	白	黒	60	30	貯蔵し、又は取り扱う場所の入口又は直近の見やすい位置
	貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じた防火に関し必要な事項を掲示した掲示板	第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又は禁水性物品	禁水	青	白	60	30	
		第2類の危険物（引火性固体を除く）	火 気 注 意	赤	白			
		第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品（注）、第4類の危険物又は第5類の危険物	火 気 厳 禁					
	第 33 条 第 2 項	(注)第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アリキルリチウム及び黄りんをいう。 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びにこれらの品名及び最大数量を記載した表示		指定可燃物等貯蔵所 品 名 最大数量 指定可燃物等取扱所 品 名 最大数量	白	黒	60	
第 34 条 第 5 号		可燃性液体類等	火 気 厳 禁	赤	白	60	30	
	綿花類等	火 気 注 意						

備考

- 表示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書きとする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とする。
- 標識の材料は、木板、金属板又は難燃合成樹脂板とする。

様式第 1（第 4 条）



備考 地は、白色とし、文字を黒色とする。ただし
「喫煙禁止」及び「NO SMOKING」の文字は
赤色とする。

様式第 2（第 8 条関係）

喫煙
裸火使用 許可申請書
危険な物品持込み

年 月 日 田川地区消防署長 殿 申請者 住所 氏名 (電話番) ⑩		
所在地	(電話番)	
名称		
業態		
防火管理者氏名		
使用の場所及び用途		
使用時期・時間	自至 年 月 日 日間 自至 時 分	
理由		
内容		
行為者職氏名		
火災予防上の措置		
その他の必要な事項		
※ 指 示 事 項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 許 可 欄

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 防火管理者は、消防署長宛選任届の出ている者を記入すること。
- 3 申請場所の詳細図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

（日本工業規格 A 4）

様式第3（第11条関係）

防 炎 処 理
防災物品作製 届 出 書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩				
防火対象物名	名 称		令別表第 1の区分	イ ロ ハ 項
	所在地	(電話 番)		
認 定 番 号			担当責任者氏名	
防災物品又は防災薬剤 のメーカー及び商品名			防災薬剤又は防災 性能試験の鑑定合 格番号	第 号
加 工 の 種 類			加工年月日	年 月 日
防災物品の種類、商品名・ 組成・数量及び薬剤使用量		種 類	商品名・組成	数 量
		薬剤使用量 g / m² 使用量		
防災物品の取付場所及び 数量		取 付 場 所		
		数 量		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

注 1 法人又は個人商店にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

（日本工業規格A4）

屋上における 仮設飲食店 等開設届出書
遊 戯 施 設

田川地区消防署長 殿 申 請 者 住 所 氏 名 (電話 番) ⑩ 年 月 日									
防 対 象 火 物	所 在 地		(電話 番)						
	名 称					用 途			
開 設 箇 所	対象物の階数		客席の構造 (移動式・固定式)				客席数		
	出 入 口 の 数	主要通路の幅員 m				従業員数		面積 ㎡	
	消防用設備等の概要						使用火気の種類		
開 設 期 間		自 至 年 年 月 月 日 日 日間			営業時間		午前 午後 ～ 午前 午後		
防 火 管 理 者 氏 名					現 場 責 任 者 名				
火 災 予 防 上 の 置 措									
そ の 他 必 要 な 事 項									
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄				※ 許 可 欄			

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
2 火気使用場所、消防用設備等を記入した平面図および避難経路図を添付すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第4の2（第12条の2関係）

指 定 催 し の 指 定 通 知 書

号
年 月 日

殿

田川地区消防署長 公印

田川地区消防組合火災予防規則第12条の2の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催 し の 開 催 場 所	
催 し の 名 称	
催 し の 開 催 期 間	

教示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に田川地区消防本部消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に田川地区消防本部消防長を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に田川地区消防本部消防長を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

様式第 4 の 3 （第 1 2 条の 3 関係）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
田川地区消防署長 殿			
届 出 者			
住 所			
(電話)			
氏 名			
(法人の場合は、名称及び代表者) 印			
防火担当者			
住 所			
(電話)			
氏 名 印			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指 定 催 し の 名 称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開 始 時 分 終 了 時 分
一 日 当 た り の 人 出 予 想 人 員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	☐ コンロ等の火を使用する器具 ☐ ガソリン等の危険物 ☐ その他 ()		
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
- 2 □印のある欄は、該当□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5 (第13条関係)

(表 面)

防火対象物使用開始届出書

年 月 日									
田川地区消防署長 殿									
届 出 者 住 所									
(電話 番)									
氏 名 ⑩									
所 在 地		(電話 番)							
名 称				主要用途					
建 築 確 認 年 月 日		年 月 日		建築確認番 号		第 号			
※ 消 防 同 意 年 月 日		年 月 日		※ 消防同意番号		第 号			
工 事 着 手 年 月 日				工事完了 (予定) 年 月 日				使用開始 (予定) 年 月 日	
他 の 法 令 に よ る 許 認									
敷 地 面 積		㎡		建築面積		㎡		延面積	
延面積				㎡		延面積		㎡	
従 業 員 数				公開時間又は従業時間		自 至		時 分	
屋 外 消 火 栓 動 力 消 防 ポ ン プ 消 防 用 水 の 概 要									
そ の 他 必 要 な 事 項									
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

(日本工業規格 A 4)

(裏面)

防火対象物棟別概要（第 号）	用 途			構 造		
	種別 階別	床 面 積 m ²	用 途	消防用設備等の概要		
				消火設備	警報設備	避難設備
	階					
	階					
	階					
	階					
	階					
	階					
	計					

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 建築面積及び延べ面積の欄は、同一敷地内に 2 以上の棟がある場合には、それぞれその合計を記入すること。
- 3 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓動力ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 4 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む）を添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5の2（第13条関係）

防火対象物棟別概要追加書

防火対象物棟別概要（第 号）	用 途			構 造			
	種別 階別	床 面 積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要			
				消火設備	警報設備	避難設備	
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						
	用 途			構 造			
	防火対象物棟別概要（第 号）	種別 階別	床 面 積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要		
					消火設備	警報設備	避難設備
階							
階							
階							
階							
階							
階							
計							

（日本工業規格A4）

様式第 6 (第 1 4 条関係)

消防用設備工事計画届出書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩							
工 事 の 場 所							
工事を行う防火対象物の名称							
消防用設備等の種類							
消防用設備等の工事施工者	住 所						
	氏 名						
消防設備士	住 所						
	氏 名						
	免状の種類及び指定区分	種 第 類	都道府県知事第 号 年 月 日交付				
工 事 の 種 別		1 新設	2 増設	3 移設	4 取替え	5 改造	6 その他
着 工 予 定 日		年 月 日		完成予定日	年 月 日		
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 工事種別欄には、該当する事項に○印でかこむこと。
- 3 添付書類は、付近見取図、平面図、消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管又は配線図とする。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第 7 (第 1 5 条関係)

炉 ・ 厨 房 設 備
 温 風 暖 房 機 ・ ボ イ ラ ー
 給 湯 湯 沸 設 備 ・ 乾 燥 設 備
 サ ウ ナ 設 備 ・ ヒ ー ト ポ ン プ
 火花を発生する設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩					
防 対 象 火 物	所 在 地	(電話 番)			
	名 称			主 要 用 途	
設 場 置 所	用 途		床 面 積	m ²	消 防 用 等 設 備 等
	構 造		階 層	階	
届 出 設 備	設 備 の 種 類				
	着 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日	竣 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日	
	設 備 の 概 要				
	熱 源	種 類		使 用 量	
保 安 装 置					
取扱責任者の職氏名					
工 事 施行者	住 所	(電話 番)			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉などと記入すること。
- 4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 5 熱源の使用欄には、1 日又は 1 時間当りの使用量を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

(日本工業規格 A 4)

様式第 8 (第 1 5 条関係)

発 電 設 備
変 電 設 備
蓄 電 池 設 備
設置届出書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩					
防 対 象 火 物	所 在 地	(電話 番)			
	名 称		用途		
設 置 場 所	構 造	階 層	床 面 積	消 防 用 設 備 等	換 気 設 備
			m ²		
届 出 設 備	電 圧		全 出 力 又 は 定 格 容 量		
	着 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日	竣 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日	
	設 備 の 概 要				
主 任 技 術 者 氏 名					
工 事 施 工 者	住 所	(電話 番)			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては（屋外）と記入すること。
 3 電圧欄には、変電設備にあっては、一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
 4 全出力又は定格容量の欄には、発電設備又は変電設備にあっては、全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 6 当該設備の設計図を添付すること。
 7 ※印の欄は記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第9（第15条関係）

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩				
防 対 象 火 物	所 在 地	(電話 番)		
	名 称		用途	
届 出 設 備	設 備 容 量	KVA		
	着 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日	竣 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日
	設 備 の 概 要			
工 事 施 工 者	住 所	(電話 番)		
	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 当該設備の設計図書を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

様式第 1 0 (第 1 5 条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩									
設 置 請 負 者	所 在 地	(電話 番)							
	名 称								
看 視 人 氏 名									
設 置 期 間	掲 揚	自	年	月	日	至	年	月	日
	係 留	自	年	月	日	至	年	月	日
設 備 目 的									
設 場 置 所	所 在 地								
	地 上 又 は 屋 上 の 別		用途		立入禁止の方法				
充 て ん ま た は 作 業 の 方 法	日時					場 所			
	方法					方 置 場			
構 造	気 球 型	直径				材質			
		体積	m ³			厚さ			
	揚 綱	材質				太さ			
	電 飾	電 球 の 定 格 電 圧		灯数			配線方法	直列・並列	
電 線 の 種 類						断面積			
総 質 量		kg				その他 必 要 事 項			
支 持 方 法	掲 揚								
	係 留								
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

2 設置場所付近の見取図、気球の見取図および電飾の配置図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第 1 1 (第 1 6 条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火災
を發するおそれのある行為の 届出書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩	
発 生 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第 1 2 (第 1 6 条関係)

(表面)
煙 火 仕 上 げ 仕 掛 け 届 出 書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩	
打 上 げ ・ 仕 掛 け 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
打 上 げ ・ 仕 掛 け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打 上 げ ・ 仕 掛 け に 直 接 従 事 す る 責 任 者 の 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

(裏面)

仕上げ、仕掛け場所見取図

様式第 1 3 (第 1 6 条関係)

催 物 開 催 届 出 書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩				
防火対象物	所 在 地	(電話 番)		
	名 称		本 来 の 用 途	
使用箇所	位 置	面 積	客 席 の 構 造	
		m ²		
	消防用設備等の概要			
使 用 目 的				
使 用 期 間			開催時間	
収 容 人 員		名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名
防 火 管 理 者 氏 名			映 写 技 術 者	氏名
				免状番号
そ の 他 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 防火対象物の略図及び警備任務分担表等を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第 1 4 (第 1 6 条関係)

水 道 断 減 水 届 出 書

田川地区消防署長 殿		年 月 日	
届 出 者 住 所 氏 名		(電話 番) 印	
断 減 水 予 定 日 時	自 年 月 日 至 年 月 日		
断 減 水 区 域			
工 事 場 所			
理 由			
現 場 責 任 者 氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 断・減水区域の略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第 1 5 (第 1 6 条関係)

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩			
工 事 予 定 日 時	自 年 月 日 日間 至 年 月 日		
路 線 及 び 箇 所			
工 事 内 容		種別	全面 片面 車両通行禁止
工 事 責 任 者 氏 名	(電話 番)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 工事施工区域の略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第 15 の 2 (第 16 条関係)

露 店 等 の 開 設 届 出 書

田川地区消防署長 殿				年 月 日			
届出者 住 所				(電話)			
氏 名				印			
開 設 期 間	自 至	年 年	月 月	日 日	営 業 時 間	開 始 時 分	開 終 了 時 分
開 設 場 所							
催 し の 名 称							
開 設 店 数				消 火 器 本 数			
現 場 責 任 者 氏 名							
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 1 6 (第 1 8 条関係)

少量危険物 貯蔵
指定可燃物 取扱 届出書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩				
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 場 所	所在地			
	名 称			
類 ・ 品 名 及 び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵 数 量	一 日 最 大 取 扱 い 数 量
貯 蔵 又 は 取 扱 い 方 法 の 概 要				
貯 蔵 又 は 取 扱 場 所 の 位 置 、 構 造 及 び 設 備 の 概 要				
消 防 用 設 備 等 の 概 要				
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 開 始 予 定 期 日	年 月 日			
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 貯蔵又は取扱いの場所の位置、構造及び整備に関する図面を添付すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第 16 の 2 (第 18 条関係)

少量危険物 貯蔵
指定可燃物 取扱 廃止届出書

年 月 日 田川地区消防署長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩			
貯 蔵 又 は 取 扱 い 所 場	所在地		
	名 称		
届 出 年 月 日 号 及 び 番	年 月 日 第 号		
類 ・ 品 名 及 び 量 最 大 数	類	品 名	最 大 貯 蔵 数 量
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 項 事			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 廃止場所の位置等の図面を添付すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第 1 7 (第 1 9 条関係)

少量危険物等タンク検査申出書

年 月 日 田川地区消防本部 消防長 殿 申 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩			
タ ン ク の 種 別			
検 査 の 別		水張検査 水圧検査	
タ ン ク の 最 大 常 用 圧 力		K P a	
タの ン構 ク造	形 状		
	寸 法	容 量	ℓ
	材質記号及び 板 厚		
検 査 の 希 望 年 月 日		年 月 日	
タンクの製造者及び 製 造 年 月 日			
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄

- 注 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 設計図書及び仕様書等の参考図書を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

様式第 18 (第 19 条関係)

(正)

少量危険物等タンク検査済証

水 張 又 は 水 圧 検 査 の 別				
検 査 圧 力		K P a		
タ ン ク の 構 造	形 状		容 量	ℓ
	寸 法	mm		
	材 質 記 号 及 び 板 厚			
タンク検査番号 第 号				
年 月 日				
田川地区消防本部 消防長				

(日本工業規格 A 4)

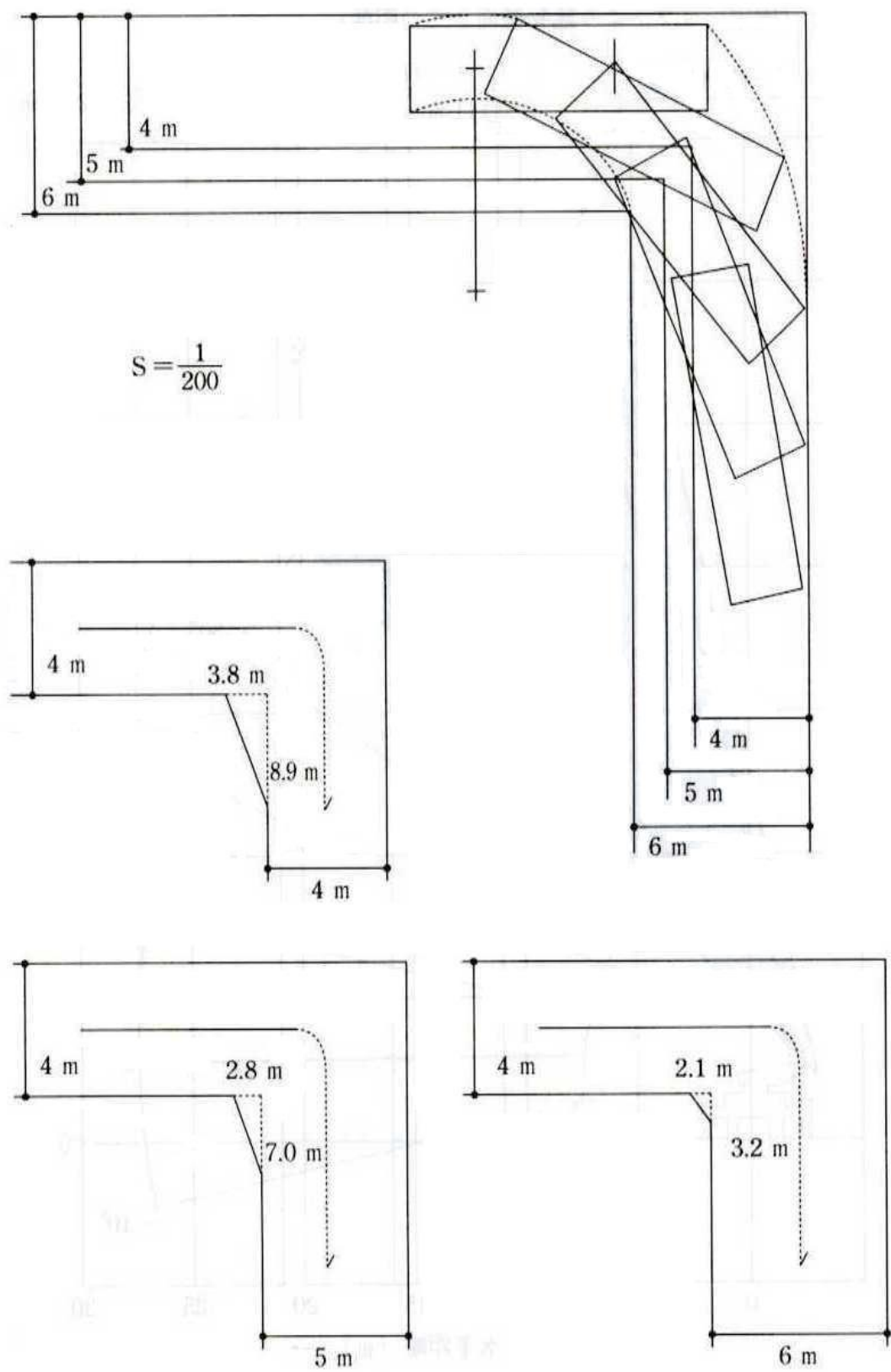
様式第 18 (第 19 条関係)

(副)

少 量 危 険 物 等					5 セ ン チ メ ー ト ル
タ ン ク 検 査 済 証					
検 査 圧 力		K P a			
検 査 番 号		第 号			
検 査 年 月 日		平成 年 月 日			
田 川 地 区 消 防 本 部					
7 センチメートル					

- 備考 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。
- 2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に付けること。

別図1 道路幅員と角切りの関係

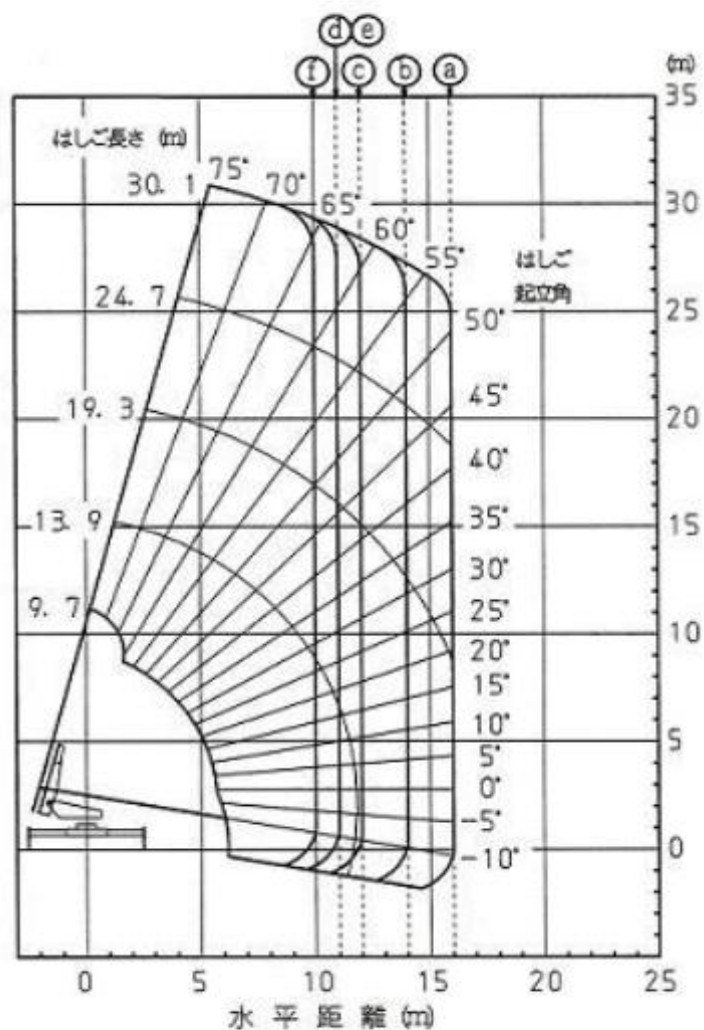


別図2 はしご車使用限界図

別図2 はしご車使用限界図

(ターンテーブル中心から建物壁面までの距離)

- a ジャッキ張出幅 MAX : 定員3名 または 連続降下
- b ジャッキ張出幅 MID : 定員3名 または 連続降下
- c ジャッキ張出幅 MIN : 定員3名 または 連続降下
- d ジャッキ張出幅 MAX : バスケット・リフト同時使用
- e ジャッキ張出幅 MID : バスケット・リフト同時使用
- f ジャッキ張出幅 MIN : バスケット・リフト同時使用

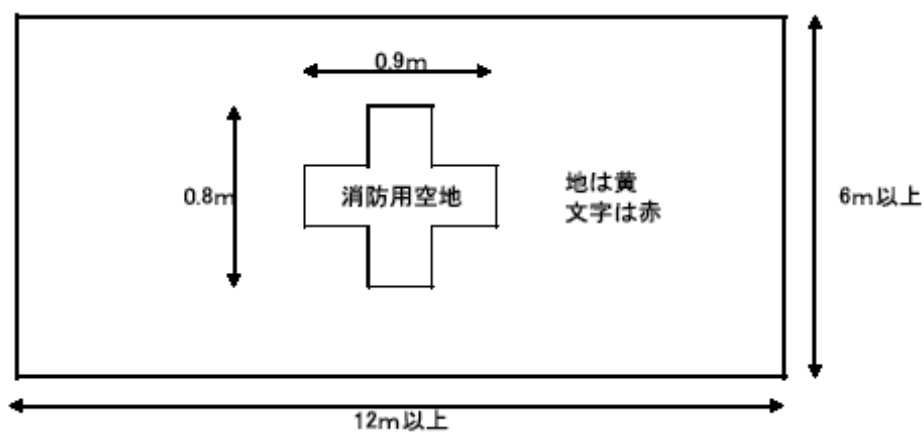


別図3 消防活動用空地の設置基本図

別図3 消防活動用空地の基本図

参考図

No.1 消防活動用空地の標示



No.2 消防用活動空地の標示

